

諮問番号：令和2年度諮問第20号

答申番号：令和2年度答申第26号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、処分庁が請求人の妻（以下「妻」という。）及び請求人の長男（以下「長男」という。）の所在について一切知らず、関与もしていないとしているにもかかわらず、保護費を3人分から1人分に減額した原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

#### 2 処分庁の主張の要旨

妻及び長男が居住していないことを確認した上で、生活保護法（以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づき原処分を行っており、原処分は、適法かつ適正である。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 保護の処理基準によると、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相違等を考慮して認定することとされている。また、最低生活費は「一般生活費」、「教育費」等とされており、このうち「一般生活費」は基準生活費、加算等とされており、基準生活費は、年齢、世帯人員、所在地域（級地）別に定められている。

3 処分庁は、令和2年4月21日に請求人の生活状態を調査し、同月10日以降、妻及び長男が請求人と同居しておらず、その居住事実が認められないことから、保護の処理基準に照らし、請求人の世帯の基準生活費は単身世帯として計上されるべきであるとして、法第25条第2項の規定に基づき、職権で原処分を行っており、かかる処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和2年9月4日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月15日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第8条第1項）、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされている（法第10条）。

また、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行わなければならないこととされている（法第25条第2項）。

さらに、法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）によれば、最低生活費は、世帯員の年齢、世帯員数等によって異なる基準額によって算定され、個別的な特殊需要は、加算等により対応することとされている。また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めており、かかる基準によれば、同一の住居に居住し生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされており、居住を一にしていない場合であっても、出稼ぎしている場合等の事情があるときは、同一世帯として認定することとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、令和2年4月21日に請求人の生活状態を調査した結果、請求人が警察署から自宅へ戻った同月10日以降、妻及び長男が請求人と同居しておらず、居住の事実がないことを確認している。

そうすると、保護基準及び保護の処理基準に照らし、請求人の世帯の基準生活費は、3人世帯ではなく単身世帯として算定されるべきであるから、同項の規定に基づき、請求人の生活状態を調査し、職権で当該保護の変更を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

この点、請求人は、処分庁が妻及び長男の所在について一切知らず、関与もしていないとしているにもかかわらず、保護費を3人分から1人分に減額したことは違法又は不当であると主張している。

しかしながら、処分庁が当該所在を把握しているか否かにかかわらず、妻及び長男の居住事実がなく、これらの者が請求人と同一世帯に属しているといえるような特段の事情も認められない以上、請求人の世帯の最低生活費を3人世帯として算定すること等はできないから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄

却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子